

ANTA NEWS

vol.184

2009 SEPTEMBER

9

観光特集 栃木 & 秋田エリア

秋を彩るイベント情報をチェック!

平成21年度旅程管理研修 受講受付中
国内旅行業務取扱管理者試験 受付状況
航空機の持込手荷物サイズ規定を統一化
1 ウィークバカンスキャンペーン実施中



ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION
社団法人 全国旅行業協会

観光特集【栃木&秋田エリア】

秋を彩るイベント情報をチェック!

栃木	日光けっこフェスティバル2009(日光市)
	コスモス街道 花まつり(壬生町)
	鹿沼ぶつけ秋祭り(鹿沼市).....2
秋田	第4回 増田 蔵の日(横手市)
	本場大館きりたんぼまつり(大館市)
	由利本荘市 米まつり(由利本荘市)
	きみまちの里フェスティバル(能代市).....3



協会情報

平成21年度 旅程管理研修 受講受付中
平成21年度 国内旅行業務取扱管理者試験 受験受付状況4
国内線航空機への持込手荷物サイズ規定を統一化
10月から燃油サーチャージを再徴収へ5
「訪日外国人受入促進地域フォーラム」を全国5都市で開催
北海道が避難小屋の適正利用を呼び掛け6
主要旅行業者の旅行取扱状況速報／
訪日外客数・出国日本人数7
1 ウィークバансキャンペーン実施中
「日韓交流おまつり2009 in Tokyo」を開催8
(株)全旅からのお知らせ10
連載「適正な旅行広告作成のために」(第68回)11
プレゼントコーナー／全旅協の動き12



あなたの挑戦を待つ!世界遺産検定。

日本の世界遺産を、いくつ知っていますか?この国にしかない魅力、歴史を知ることが、世界の新たな一面を知ることにつながります。旅行業界の専門資格「世界遺産スペシャリスト*」の認定要件にもなっている世界遺産検定。ぜひ、あなたも挑戦してみてください。 *トラベル・カウンセラー制度推進協議会が認定する、テーマ・スペシャリストの一つ



まず
日本から
知ってみよう!

- 源頼朝
- 源義経
- 平清盛
- 藤原秀衡



3級問題

Q 次の文章中の空欄に当てはまる語句はどれか。

1996年に世界遺産登録された「嚴島神社」は、6世紀に創建され、平安時代末期に()の篤い信仰を受けて徐々に社殿が整えられていった。 ※2008年9月度3級問題より



2級問題

Q 1993年に世界遺産に登録された「姫路城」は、優美な外観と高度に発達した防衛システムを併せ持つ、現存する日本式城郭の最高傑作のひとつである。この姫路城をはじめとする「平山城」の特徴として、正しいものはどれか。 ※2009年6月度2級問題より



答えはWebへ。「せかげん」で検索!

第6回 世界遺産検定

検定日
'09.11.29(日)

開催都市 札幌・仙台・大宮・東京・千葉・横浜・名古屋・大阪・広島・福岡・熊本

申込方法 Web／郵便払込 申込締切 2009年10月19日(月)

問い合わせ 世界遺産検定事務局 TEL.03-6267-4302 受付時間(土・日・祝休み) 10:00~17:00

検定料 3級:3,800円 2級:4,900円 3・2級併願:8,000円 マイスター:25,000円

[世界遺産検定ガイド] 全国で開催 11月7日(土)まで。 www.sekaken.jp [sekaen] 検索

■ 参加してよし！食べてよし！ 夜の花火で盛大にフィナーレ！

【日光けつこうフェスティバル】

素朴でひなびた懐かしさ…このふる里に魅せられる旅！

秋のおらが町自慢特集「栃木&秋田編」

本場ならではの味に満足！ 祭のエネルギーで、元気百倍！ 歴史をたどって、新発見！
秋の行楽シーズンに絶好のチャンスをつかむ「栃木&秋田」の特選情報です。



おなじみの「高級日光下駄飛ばし」で、豪華賞品をねらおう！ 「日光下駄飛ばし選手権」用意されたフリーマーケット、屋台横丁などイベントが盛りだくさんです。

鍋で煮る「関東一莘者会」、宗家鍵屋の花火が日光の秋に彩りを添える「日光秋の花火（大谷川河畔）」、出展数約150ブースのビッグなフリーマーケット、屋台横丁などイベントが盛りだくさんです。



■ オレンジ・ピンク・赤・白コスモス畑でハッピーな気分になれる！

【コスマス街道花まつり】

9月下旬から10月上旬にかけて、色とりどりのコスマスが約5万m²にわたって咲き誇る壬生町のコスマス畑で、今年も「コスマス街道花まつり」が行われます。満開のコスマス畑では、楽しい各種イベントや模擬店など多彩な催しが

て、色とりどりのコスマスが約5万m²にわたって咲き誇る壬生町のコスマス畑で、今年も「コスマス街道花まつり」が行われます。満開のコスマス畑では、楽しい各種イベントや模擬店など多彩な催しが



繰り広げられ、秋たけなわの1日を満喫！ 花まつりの終了後は、自由に花を摘むことができるの大好評です。コスマスは、毎年10月20日頃まで楽しめます。

●期日／10月10日(土)※雨天の場合、花火大会は11日に順延

●会場／日光運動公園スポーツ広場

☎ 0288(53)3795

●期日／10月10日(土)・11日(日)

●会場／壬生町下稻葉地内のコスマス畑(壬生町下稻葉1056)

☎ 0282(81)1840

●期日／10月12日(月・祝)

●会場／壬生町下稻葉地内のコスマス畑(壬生町下稻葉1056)

☎ 0282(81)1840

●期日／10月10日(土)・11日(日)

●会場／鹿沼市街(今宮神社周辺)

☎ 0289(63)2303

〈平成21年度旅程管理研修受講受付〉

国内旅程管理研修を11月30日～12月2日 総合旅程管理研修を11月30日～12月4日に実施

平成21年度旅程管理研修が全国8会場で開催され、研修期日は国内旅程管理研修が11月30日(月)～12月2日(水)の3日間、総合旅程管理研修のうち全課程(国内・海外)が11月30日(月)～12月4日(金)の5日間、国内免除(海外)が12月3日(木)・4日(金)の2日間となる。

同研修は旅行業法第1条の1に基づき実施され、受講資格は研修修了日まで、同一の旅行業者またはその代理業者の業務に継続して従事している旅行業法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者であり、次の事項に該当する者とする。

・ 国内旅程管理研修

国内線航空機への持込手荷物の計測を厳格化
12月1日より各社統一に／定期航空協会

定期航空協会では、これまで航空会社が国内線航空機への機内持込手荷物の大きさを各社の規定でそれぞれに定めていたものを、航空利用者への「わかりやすさ」を追求する観点から統一規定を新設し、平成21年12月1日の国内線搭乗分より実施することを周知している。

昨日、車輪付小型スリッケースなど、様々な形状の手荷物が普及するとともに、自動チエツクイン機やチケットレスサービスの利用が進んだことで、航空機内への持込みが不可能な大きさの手荷物を直接搭乗口まで持参するケースが続出し、搭乗直前に搭乗口において受託手荷物としてかかる手荷物を預らざるを得ないケースや、手荷物が客室の荷物棚に収納できないトラブルなどで、航空機の定時出発に大きく影響を及ぼしている。

なお機内持込手荷物は航空機内の安全性の確保の観点から、航空法等に基づき、運航中は所定場所へ収納することが義務付けられ、機内における収納場所の容量等は制約されており、航空各社は運航する機材に応じて、無料で機内に持ち込みできる手荷物の個数、重量・大きさを国内旅客運送約款に規

旅行業者や登録研修機関等が実施する研修の課程の修了、旅行业務取扱管理者試験の合格等により旅行業務に関する基礎的な知識を既に有していると認められる者であつて、旅行業者等又は添乗員派遣事業者

- がその旨を証明した者。

- (1) 全課程…前項(イ)～(ハ)と同じ。
(2) 国内免除…前項(イ)の受講資格を満たした者で、国内旅程管理研修を修了した者又は平成7年度までに国内旅行業務取扱主任者試験に合格した者。

国内旅程管理研修のみを開催する会場は札幌市（大通藤井ビル）・仙台市（ハーネル仙台）・さいたま市（大宮ソニックシティ）・東京都（桐杏学園）・名古屋市（日本ガイシフオーラム）・岡山市（岡山国際交流センター）・鹿児島市（ホテル吹上荘）、国内及び総合旅程管理研修の両方を実施する会場は大阪市（新梅田研修センター）。

受講料はテキスト代を含み、国内旅程管理研修は会員2万5000円、会員外3万5000円、総合旅程管理研

平成21年度国家試験受験受付状況

全国で1万8693人が出願 前年度を1127人上回る

9月13日(日)に全国10都市で開催される平成21年度国内旅行業務取扱管理者試験の受験願書受付が7月13日(月)より開始され、受験者数は前年比で大幅に増加し、一免受験者も1597人と前年度(886人)を大幅に上回った。

まで行われ、受験申込者数が集計された。
本年度の申込者数は1万8693人で、前年度（1万7566人）に比べ1127人増加した。

平成21年度国家試験申込者数一覧			(単位:人)
試験地	一般受験 申込者	一免受験 申込者	合計
北海道	713	88	801
宮城	917	121	1,038
埼玉	1,069	137	1,206
東京	6,114	472	6,586
神奈川	707	53	760
愛知	1,816	202	2,018
大阪	3,254	261	3,515
岡山	673	96	769
福岡	1,492	148	1,640
沖縄	341	19	360
合計	17,096	1,597	18,693



ANAは設定期間を2カ月に短縮

全日本空輸(ANA)が8月18日、日本航空(JAL)が同19日に、10月以降に発券する国際航空運賃について、燃油特別付加運賃(燃油サーチャージ)を再徴収することを決定し、国土交通省に申請した。

両社とも10月以降の燃油サーチャージは、これまでの算定基準と変わらないが、ANAの場合、適用期間を従来の3カ月から2カ月に短縮する。このため、JALとANAの間でサーチャージ徴収額が変わる可能性もあり、サーチャージの徴収や旅行商品の価格設定等で市場が複雑化することも懸念される。なお、外国航空会社は、概ね従来どおり3カ月の適用期間を設定する見込みである。

JAL・ANAの10月以降の方面別サーチャージ額(片道)は以下のとおり。

目的地	サーチャージ額(円)
ブラジル	1万円
北米・欧州・中東・オセアニア	7千円
ド・ハワイ	4千円
タイ・シンガポール・マレーシア	3千円
インドネシア・イングランド・ベトナム	2千円
中国・台湾・香港	1500円
韓国	300円

・JAL(10~12月発券分)
・ANA(10~11月発券分)

2009年12月1日より
機内に持ち込める手荷物の
サイズが統一されます。

修の全課程は会員4万2000円、会員外5万400円、国内免除は会員2万6250円、会員外3万1500円。願書提出は簡易書留郵便で行い、受付期間は9月24日(木)から10月2日(金)までとし、期間内の日付消印があるも

〔愛知県支部 大阪市会場〕大阪府吉部、岡山市会場〔岡山県支部、鹿児島市会場〕鹿児島県支部。

■ 本件に関する問合先

TEL 03-5401-3666

平成21年度国家試験申込者数一覧			(単位:人)
試験地	一般受験 申込者	一免受験 申込者	合計
北海道	713	88	801
宮城	917	121	1,038
埼玉	1,069	137	1,206
東京	6,114	472	6,586
神奈川	707	53	760
愛知	1,816	202	2,018
大阪	3,254	261	3,515
岡山	673	96	769
福岡	1,492	148	1,640
沖縄	341	19	360
合計	17,096	1,597	18,693

主要旅行業者の旅行取扱状況速報 (平成21年6月分)

- 海外旅行の対前年同月比は、43.9%減（13カ月連続減）
- 外国人旅行の対前年同月比は、21.2%減（10カ月連続減）
- 国内旅行の対前年同月比は、14.8%減（8カ月連続減）
- 総取扱額の対前年同月比は、26.5%減（11カ月連続減）

■総取扱額

区分	取扱額(千円)	前年同月取扱額(千円)	前年同月比(%)
海外旅行	122,769,103	218,730,578	56.1
外国人旅行	3,911,948	4,962,501	78.8
国内旅行	273,907,338	321,607,233	85.2
合計	400,588,389	545,300,312	73.5

注：総取扱額は主要62社の旅行業者の取扱額合計

【観光庁調査 主要62社による旅行業者の旅行取扱状況速報より】

訪日外客数・出国日本人数 (平成21年7月推計値・5月暫定値)

- 7月：訪日外客数／前年同月比 23.3%減の63万3千人に
- 7月：出国日本人数／前年同月比 3.2%減の128万9千人に

月	訪日外客数			出国日本人数		
	平成20年	平成21年	伸率(%)	平成20年	平成21年	伸率(%)
1	711,350 (491,401)	580,673 (399,352)	-18.4 (-18.7)	1,353,928	1,172,539	-13.4
2	696,326 (491,401)	408,628 (256,117)	-41.3 (-50.7)	1,372,626	1,359,580	-1.0
3	731,619 (491,401)	568,586 (371,017)	-22.3 (-26.3)	1,455,505	1,419,042	-2.5
4	779,909 (491,401)	626,313 (458,192)	-19.7 (-20.5)	1,183,191	1,201,614	1.6
5	736,122 (491,401)	485,703 (334,957)	-34.0 (-38.2)	1,267,951	1,036,356	-18.3
6	681,563 (491,401)	*424,700	*-37.7	1,272,663	*1,001,000	*-21.3
7	825,012 (491,401)	*633,000	*-23.3	1,331,867	*1,289,000	*-3.2

【日本政府観光局(JNTO)調査 平成21年8月25日現在】

注1:平成20年1~12月は確定値、*部分はJNTOが独自に算出した推計値である。

注2:訪日外客数(確定値・暫定値)は法務省資料を基にJNTOが算出し、出国日本人数(確定値・暫定値)は法務省資料を転記した数値である。

注3:訪日外客数とは、国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員その家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。

注4:()内は、総数のうちの観光客数である。

「訪日外国人受入促進地域フォーラム」 オンラインマーケットにおけるビジネスチャンスの拡大に向けて、 5都市で開催／TIJ・JATA

(社)日本ツーリズム産業団体連合会

上を図ることを目的としている。

(T I J)及び(社)日本旅行業協会(J A T A)は、本年9月から来年3月にかけて、長野・香川・山形・茨城・山口の全国5都市で「訪日外国人受入促進地域フォーラム」を開催する。

政府は国際交流を通じて相互理解の増進に寄与すること、そして今後、日本人の人口減少が進む中、外国人を呼び込むことにより地域活性化やビジネス拡大が図られることから、2010年に1000万人、2020年に2000万人の具体的目標を定め、官民一体となつたビジット・ジャパン・キャンペーンを開催している。

今回は、訪日外国人受入れに際しての各地域特有の課題や総合的な視点から問題点を解決すべく、地域産業はもとより地域行政や旅行会社、業界団体等の様々な観点より、成功事例やマーケット的重要性及び展望をパネルディスカッション形式で話し合い、訪日外国人受入れに際してのちょっと工夫で苦手意識を克服できるという方法やヒントを見つけ出し、地域における訪日外国人受入の意識向

!!、「第3部が関係業種別インバウンド相談会の3部構成となつており、開催時間は各会場とも、第1部及び第2部が13時～16時45分、第3部が17時～18時。参加費は無料、参加定員は200名で、第3部は先着20名。参加申込は公式ホームページから事前登録が必要で、会場ごとに順次受付を行なう。なお、基調講演及びパネルディスカッションの登壇者は、各会場ごとに異なるので公式HPを照会のこと。

北海道環境生活部より当協会に対し、北海道が管理する避難小屋に関する適正利用について周知依頼があつた。北海道では、山岳地を訪れる登山者の安全確保を図るために、大雪山系等の山岳地に避難小屋(旭岳石室・忠別岳・ヒサゴ沼・上ホロカムトック)の各無人避難小屋を設置しており、これらの共施設として登山者に開放している。

こうした中で、今年7月のトムラウシ山と美瑛岳のツアーガイド登山による遭難死亡事故に関連し、報道機関や登山者から一部のツアーグラウンドによる避難小屋の利用において、先乗りして集団での場所取りをするなど、公共施設の利用上のモラルを著しく欠く行為が見受けられるとの指摘が寄せられた。この事態を受け、北海道では遭難事故を誘発しかねず

県水戸市
(第5回 山口大会) 平成22年3月17日
(水) 山口市民会館(山口県山口市)

■本件に関する問合先
TEL 03-5470-4407
運営事務局
URL <http://www.inbound-forum.com>

北海道が避難小屋の適正利用を呼び掛け

東京都庁の展望室等が10月17日(土)は休止に

東京都では、電気事業法に基づく都庁舎電気設備定期点検(法定点検)のため、10月17日(土)の終日は展望室等の見学や駐車場の利用を休止する。

■本件に関する問合先

東京都財務局建築保全部庁舎管理課
庁舎運用係 TEL:03-5321-1111(内27-726)

放置できないことから、ツアーグラウンドの一層の安全確保と公共施設の適正な利用に関する周知徹底及び注意喚起を行つてている。

開催日時及び会場
 〈第1回 長野大会〉9月15日(火)メルパルクNAGANO(長野県長野市)
 〈第2回 香川大会〉11月4日(水)サンポートホテル高松(香川県高松市)
 〈第3回 山形大会〉12月10日(木)山形ピックウェーブ(山形県山形市)
 〈第4回 茨城大会〉平成22年1月27日

第68回 適正な旅行広告作成のために

JATA広告表示等適正化部会
元部会長 富田英毅



富田英毅 (とみた ひでき)
昭和42年(株)日本旅行入社。
営業部門を経て、法務関係業務に従事。その間、JATA広告等適正化部会部会長を歴任。旅行業公正取引協議会元事務局次長。
兵庫県姫路市出身。

■ 不公正な取引方法

先月号では、本年7月に公正取引委員会から修学旅行のバス代や企画料金等に関する旅行業者5社による合意について、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令が出されたことについて特別寄稿という形でこのコーナーとは別に紹介させていただきました。その中で、独占禁止法は、「私的独占」「不当な取引制限」及び「不公正な取引方法」を禁止している法律であると説明しました。今回は、広告の問題と直接関係しませんが、独占禁止法が3つ目に禁止する「不公正な取引方法」について説明します。

独占禁止法第19条は、「事業者は不公正な取引方法を用いてはならない」、また、第8条第1項第5号は、「事業者団体は、事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにしてはならない」と規定しています。この二つが、「不公正な取引方法」の禁止に関する基本的な規定です。

第2条第9項では、「この法律において、『不公正な取引方法』とは、次の各号(注1)のいずれかに該当する行為であって公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう」と規定しています。その指定には、事業者に対して共通に適用される不公正な取引方法の指定である一般指定と大規模小売業者や新聞業や海運業のような特定の業種のみを対象とする特殊指定があります。公正取引委員会は、昭和57年6月に告示で不公正な取引方法となる16の行為類型を上記第2条第9項に列挙したものの枠内で定めました。これが一般指定です。その内容は、①共同の取引拒絶、②その他の取引拒絶、③差別対価、④取引条件等の差別取扱い、⑤事業者団体における差別取扱い、⑥不当廉売、⑦不当高価購入、⑧ぎまん的顧客誘引、⑨不当な利益による顧客誘引、⑩抱き合わせ販売等、⑪排他条件付取引、⑫再販価格の拘束、⑬拘束条件付取引、⑭優越的地位の濫用、⑮競争者に対する取引妨害、⑯競争会社に対する内部干渉です。見たり聞いたりされたことのあるものがいくつかあると思います。告示では、それについて説明がされていますので、旅行業者に特に関係があると思われるものについて次に紹介します。

⑥不当廉売……正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不正に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。⑧ぎまん的顧客誘引……自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について、実際のもの又競争者に係るものよりも著しく優良又は有利であると顧客に誤認させることにより、競争者の顧客を自己と取引するように不正に誘引すること。⑨不当な利益による顧客誘引……正常な商慣習に照らして不当な利益をもって、競争者の顧客を自己と取引するように不正に誘引すること。⑩抱き合わせ販売等……相手側に対し、不正に、商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入させ、その他自己又は自己の指定する事業者と取引をするよう強制すること。⑭優越的地位の濫用……自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商

慣習に照らして不正に次の各号のいずれかに該当する行為をすること。I. 継続して取引をする相手方に対し、当該商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。II. 継続して取引をする相手方に対し、自己のために金銭又は役務その他の経済上の利益を提供させること。III. 相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること。IV～V(略)

上記の行為類型のうち、⑧ぎまん的顧客誘引(不当表示)と⑨不当な利益による顧客誘引(過大景品)については、昂進性や波及性が極めて高いので、放置しておくと段々とエスカレートしていきます。そのような場合に、独占禁止法でそれらの行為を止めさせるためには、煩雑な手續が必要で、又、時間を要します。そのため、それらを迅速かつ確実に実行するべく景品表示法(正式名:不当景品類及び不当表示防止法)が制定されたのです。結果、不当表示や過大景品の提供に関する問題は、実際に独占禁止法が持ち出されることはなく、景品表示法によって処理されています。⑭優越的地位の濫用は、1982年に、大手デパートが公正取引委員会から審決を受けて以来よく知られていますが、旅行業界においても、過去に旅行業者数社が、その協定旅館に対する海外旅行への参加要請が度を過ぎたため注意を受けたことは忘れてはならないと思います。

不公正な取引方法に違反しても、刑事罰はなく、又カルテルのように課徴金を課せられることもありませんが、公正取引委員会は当該不公正な取引方法の差し止め等の排除措置命令をすることができ、不公正な取引方法により損害を被った者は損害賠償請求の訴えを起こすこともできます。

(注1)

法第2条 第9項

この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

- (1) 不正に他の事業者を差別的に取り扱うこと。①～⑤
- (2) 不正な対価をもって取引すること。⑥～⑦
- (3) 不正に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。⑧～⑩
- (4) 相手方の事業活動を不正に拘束する条件をもって取引すること。⑪～⑬
- (5) 自己の取引上の地位を不正にを利用して相手方と取引すること。⑭
- (6) 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不正に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように埠頭に誘引し、そそのかし、若しくは強制すること。⑯～⑯

*各項目末尾のマル数字は、一般指定の行為類型の番号です。

| 受付期間:平成21年9月1日▶11月15日

2010 早割
Calendar 10%OFF!!

10月10日までにお申込のお客様

お早めに! 多数ご用意しておりますが、品切れとなる場合がございます。

卓上タイプ/1冊あたり
149円~
(税込み)
※名入れ印刷なし



名入れ
印刷可

旅行販促にもってこい!

eco
すべて
紙製です
六曜表示
あり

全旅会員限定販売!
圧倒的な写真点数!

卓上タイプ

●サイズ: 13枚 (165×124mm)

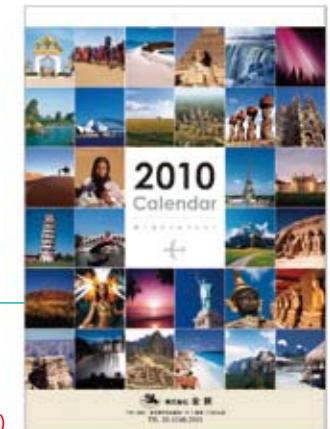
早割
1冊あたり
202円~
50部より受付け (名入れ印刷料金・税込み)



壁掛けタイプ

●サイズ: 1枚 (364×514mm)

早割
1冊あたり
321円~
50部より受付け (名入れ印刷料金・税込み)



○国内版



○海外版



○国内版



○海外版



大好評発売中! ☺ 封筒通販



全旅だからできる
この価格!!

長3 オリジナル 1,000枚

9,345円 (税・送料込み)

角2 オリジナル 1,000枚

17,850円 (税・送料込み)

カレンダー・封筒通販の
パンフレット請求・お問い合わせはこちらから

0120-003-307



観葉植物
Foliage plant

消臭・抗菌・空気清浄・ホルムアルデヒトの分解・防汚・防カビ効果!

光触媒加工
人工観葉植物「ポトス」

販売価格 **15,000円** (税・送料込み)

販売手数料: 40% / 納期: 1~2週間

<商品効果>

1. 室内臭の消臭
2. ペット臭の消臭
3. 抗菌効果
4. 空気清浄効果

<販売先一例>

オフィス、飲食店、ホテル、病院、
医院、一般住宅 (左記の接客室、
待合室、フロント、ロビー、リビング、
玄関や新築祝い、開店祝い
などにお薦めです)



人工観葉植物「ポトス」のお問い合わせは

(株)全旅 物品販売課 TEL 03-5250-2033



あなたが見つける、 あなただけの旅。

皆様の旅をおまもりする「全旅協旅行災害補償制度」。



幹事会社／株式会社 損害保険ジャパン



副幹事会社／三井住友海上火災保険株式会社



アリアンツ火災海上保険株式会社



「全旅協旅行災害補償制度」のお問い合わせは、
下記までお願い致します。

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
株式会社 損害保険ジャパン
営業開発第1部第3課
TEL.03(3349)4037